

児童手当多子加算に関する申請について

よくあるご質問

Q1. 手続きをしないとどうなりますか？

A1. 原則、手当が支給停止となることはありませんが、児童手当の支給額が減ってしまいます。必ずお手続きをお願いします。

Q2. 期日を過ぎて手続した場合はどうなりますか？

A2. 申請した翌月分から多子加算が適用となります。申請が遅れると遡っての支給は出来ません。期日までに必ずお手続きをお願いします。

児童手当額改定請求書・確認書提出日	多子加算適用月	多子加算適用分の支給日 (各偶数月の14日に前2か月分)
令和8年4月16日(木) 着	令和8年4月分から	支給日に4月分からの多子加算分も合わせて支給
上記以降 着	提出月の翌月分から (4月分からの遡り支給なし)	提出月翌月が奇数月の場合は1か月分、偶数月の場合は2か月分多子加算も合わせて支給日に支給

※令和8年4月16日(木)を超えた後に提出があった場合には、当該提出のあった月の翌月分から多子加算対象に算定することとなりますのでご注意ください。

Q3. 3月中に申請することもできますか？

A3. 3月中の申請も可能です。期日までに必ずお手続きをお願いします。

ただし、申請の時期によっては額改定通知(減額)が先に届く場合がございます。予めご了承ください。

Q4. 申請時点で進路が決まっていない場合はどうすればよいですか？

A4. 申請時点での見込み(※)を「監護相当・生計費の負担についての確認書」に記載してください。

※進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合は「未定」としてください。

Q5. 見込みで申請した後、記載内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか？

A5. 申請内容に変更が生じた場合(記載事項のうち未定であったものが確定した場合を含む。)には、改めて「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

Q6. 4月に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出した場合、6月の現況時にも「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出が必要ですか？

A6. 4月に提出した「監護相当・生計費の負担についての確認書」に記載されている算定対象者が「学生」の場合は6月の現況時の提出は不要です。「無職」または「その他」の方は提出が必要となりますので、短い期間でのお手続きが続いてしまいますが、予めご了承ください。